

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【A 日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、最一小判平成18年7月13日訴月53巻5号1622頁を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。解答にあたっては、まず、選挙権保障の憲法上の意義を踏まえた上で、選挙権の行使が実質的に阻害されている場合には、国会の立法不作為を違憲審査において問うる点につき指摘する必要がある。その上で、本事案のリーディングケースである最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁（在外邦人選挙権事件）の判断枠組みに基づき、本事案において、選挙権の制限におけるやむを得ない事由が認められるかについて論じることが求められる。

具体的には、上記判例の判旨に照らすと、本問における精神障害者への選挙権制限が、選挙の公正確保のためにやむを得ない措置と認められるかどうかについて、最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁の判例規範において示された要件に照らして具体的に検討することが望ましい。

問題2

衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に一方的のその地位を失わせることを指す。内閣により衆議院の解散がなされる場面としては、①衆議院による内閣不信任決議（または信任決議案の否決）により、内閣が衆議院の信任を明示的に失った場合に、両者の関係破綻の責任所在を問うために、憲法69条に基づき解散を行う場合（対抗的解散）と、②衆議院が内閣提出の重要法案や予算案を否決するなど両者の関係に亀裂が生じている際にも、内閣が自ら民意を問うために内閣の一存で解散を行う場合（裁量的解散）が想定される。また、②については、天皇が衆議院を解散する際に内閣が行う「助言と承認」（7条説）、行政権の所在に関する控除説を前提とした行政権の一内容（65条説）、議院内閣制に内在された本質的要素（制度説）などによって学説上は論拠づけられる。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。